

Q	A
県庁の適正飲酒指導日はいつですか？	<p>直近の指導日については、右の二次元コードから県ホームページのチャットボットにアクセスし、「適正飲酒指導」で検索してください。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">   県AIチャットボット         </div>
指定医療機関の受診費用はいくらですか？	指定医療機関によって費用は異なりますので、直接各医療機関にお尋ねください。
指定医療機関はどこですか？	<p>指定医療機関の一覧は、通知（命令）書同封の指定医療機関一覧または下記URLからご覧ください。</p> <p>受診を希望する医療機関に必ず電話をしてください。</p> <p>【URL】<a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/269775.pdf">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/269775.pdf</a></p>
適正飲酒指導や受診は必ずしなければいけませんか？	<p>検挙された方は指導または受診し、報告する義務があります。</p> <p>警告を受けた方は、指導を受け、報告する努力義務があります。</p> <p>また、受診命令書の場合は、指導ではなく、指定医療機関への受診が必須です。</p>
報告期限に間に合わないときはどうすればいいですか？	<p>できる限り報告期限までに済ませてください。</p> <p>報告期限を過ぎても、指導や受診は可能です。</p> <p>指導や受診の予約を取られた後、下記連絡先まで報告してください。</p> <p>【連絡先】こころの健康づくり推進室 TEL : 092-643-3265</p>
適正飲酒指導はどこで受けられますか？	<p>各保健福祉（環境）事務所や県庁で指導を受けられます（要予約）。</p> <p>福岡市や北九州市にお住まいの方は、お住まいの区役所等でも指導を受けられます（要予約）。</p>
適正飲酒指導を受けたいのですが、どうしたらいいですか？	<p>通知書同封の保健所等一覧または下記URLをご確認の上、予約したい機関へ直接電話にて予約してください。</p> <p>【URL】<a href="https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/269774.pdf">https://www.pref.fukuoka.lg.jp/uploaded/attachment/269774.pdf</a></p>
県庁での適正飲酒指導の予約はどうしたらいいですか？	<p>下記連絡先に電話してください。受付時間は平日午前9時から午後5時です。</p> <p>【連絡先】こころの健康づくり推進室 TEL : 092-643-3265</p>
アルコール依存症で治療中の場合はどうしたらいいですか？	<p>状況をお伺いしますので、下記連絡先に電話してください。</p> <p>【連絡先】こころの健康づくり推進室 TEL : 092-643-3265</p>
不起訴になったが、通知が届いた。どうしたらいいですか？	<p>検挙された方は指導または受診し、報告する義務があります。</p> <p>警告を受けた方は、指導を受け、報告する努力義務があります。</p> <p>また、受診命令書の場合は、指導ではなく、指定医療機関への受診が必須です。</p>
生活保護受給中ですが、指定医療機関の受診費用はどうなりますか？	指定医療機関での受診費用については、担当のケースワーカーに相談してください。
弁明書が届きました。弁明書とは何ですか？	再違反者となった方に対し、事実確認のために送付しているものです。記載内容に誤りがある場合は必ず期限内に提出してください。提出がない場合、弁明の機会を失います。
受診費用助成金とは何ですか？	<p>通知を受け指定医療機関を受診した場合、初回診察費用の自己負担額の1/2を県から助成する制度です。</p> <p>なお、高額療養費制度の申請を行う場合、この助成金は受けられません。</p>
受診費用助成金の申請をしたいが、何が必要ですか？	同封の助成金交付申請書の他、受診報告書、領収書（原本）、通帳（カード）の写しの提出が必要です。
通知が届いたが、県外に転居しました。どうすればいいですか？	<p>県外に転居された方は下記連絡先までご連絡ください。</p> <p>【連絡先】こころの健康づくり推進室 TEL : 092-643-3265</p>